町議会速報

No. 10

（56 年 8 月29日）

自治医科大学教職員住宅2－2
TEL 0285－44－5418
村尾光子

去る8月24日、南河内町議会第2回臨時会が招集され、工事請負契約について議決を致しましたので、その内容について御報告致します。

1. 会期の決定　8月24日
2. 議案第1号　工事請負契約の締結について
　　(契約額が3千万円を超える為、地方自治法96条により、議会の議決を要する)

(1) 契約内容：
- 工事名　南河内町東体育館新築工事
- 工事場所　南河内町大字本吉田783番地の1（元役場支所跡）
- 契約方法　指名競争入札
- 契約金　9500万円
- 契約の相手方　渡辺・松林建設共同企業体
- 工期　本契約締結の日から昭和57年2月25日まで

(2) 説明で分ったこと

1. 入札には、6企業体が参加、3回入札の結果 渡辺・松林 企業体が9800万円で落札者となった。今回は、中小企業育成のため、本町最寄業者と郡外業者とで、企業体を組織することを、入札参加の条件とした。
2. 落札価格は、9,800万円であるが、予定価格は9500万円であるため、落札者と協議の結果、9500万円で仮契約した。費用内容は次の通り。

　56年度当初予算　9620万円 ｛国庫補助金　5,780万円 → 8月に6801万円の内示があった。
　　　　　　　　　　　　　　　｛町一般財源　3840万円

(※補助金は、工業再配置促進法に基くもので、栃木ビデオテックの工場拡張に対し、5000円/m²で算出される)

3. 支払方法は議決後、協議する。町建設規則により3割前払の制度がある。
4. 設計監理は、工事請負費9500万円とは別に、198万円で松和建築計画事務所と契約済である。
5. 設計者が直接工事監督し、検査等は業者が実施する。
6. 起工式は、その後いつでも着工できることを意味し、必ずしも起工式を実施しなければならないものではないが、宗教上の問題から、公共団体が実施することはない。
7. 補助金を受ける上で、今年度中に完成させる必要があり、工期の問題から、9月16日頃予定している定例会まで待たずに、臨時会を招集した。
8. 体育館規模：鉄骨平屋 761.3m²　ステージはなし
　　バレーコート 1面、バドミントンコート3面、バスケットコート1面、
　　卓球も同時にできるように防球ネット設置

(3) 採決：全員一致で賛成（1人欠席）

参考：昨年、吉田支所を廃止する際に、地元住民より、跡地に住民のコミュニティーの場となるべく施設の設置を要望され、東体育館の建設は、こうした要求に応えたものである。大きさは、南河内中学校の体育館とほぼ同じ位です。

お知らせ　9月2日 AM9:30より「町政を考える会」の会合があります。多数の御出席をお願い致します。